

必要書類や注意事項などの
詳細は申請前に町ホーム
ページを確認してください。

ご活用ください！ 町の補助・助成



6月から受付開始！ 結婚新生活支援補助金

●対象世帯

- ・令和3年1月1日以降に婚姻
- ・夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得622万未満で町内に住所を有すること

●補助対象

婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃借費用、引越費用

●補助上限額

- ①世帯所得400万円未満（1世帯 30万円）
- ②世帯所得622万円未満（1世帯 15万円）

町企画政策課
内線290

三世代近居等 定住促進補助金

三世代同居または近居を

するために、子世帯が町外から転入し、住宅を新築または購入する方に補助します。

●補助対象者・対象建物

主な補助対象者・対象建物の要件

- ・令和3年4月1日以降に契約したものであること
- ・対象建物は新築または購入すること
- ・親世帯は町内に3年以上住んでいること
- ・子世帯は町外に1年以上住んでいること
- ・子世帯の夫婦共に年齢が49歳以下であり、小学生以下の子どもと同居していること など

●補助対象経費・上限額

補助対象建物の新築または購入に係る費用で最大30万円

●申請方法

必要書類を直接問い合わせ先へ

町企画政策課

内線290



新生児聴覚検査の 一部を負担

●対象

町内に住所を有する方
※令和3年4月1日以降に検査を実施する方

●補助額 5000円

●受診期間

出生の日より生後4週間（満28日）

※なるべく生後7日頃までに受診してください。

●実施機関 医療機関

●受診票の交付

4月1日以降に母子健康手帳を交付する方は交付時にお渡しします。令和3年4月1日より前に母子健康手帳の交付を受けた対象の方には受診票を送付済み。届かない方は連絡してください。

町健康課

☎(03)9677



小児慢性特定疾病児童等 日常生活用具給付事業が はじまります

対象児童が日常的に使用する用具の購入に要する費用の一部を給付します。

●対象

児童福祉法に規定する医療費支給認定を受けた小児慢性特定疾病児童等であり、その他の法律による施策の対象とならない方

●対象用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具など

※扶養義務者等の所得に応じて給付額が異なります。

●申請方法

必要書類を直接問い合わせ先へ
※転入した方は課税証明書なども必要

町健康課

内線121



障害者等タクシー料金助成の対象者を拡充

●拡充した対象者

▼一般車

・精神障害者保健福祉手帳1級の方

・18歳未満で人工呼吸器、胃ろう等を使用し、看護師等によるたんの吸引、経管栄養注入等の医療的介助を要する方

▼リフト付タクシー

18歳未満で人工呼吸器、胃ろう等を使用し、看護師等によるたんの吸引、経管栄養注入等の医療的介助を要する方

※自動車税・軽自動車税の減免を受けている方および有料老人ホームなどに入居している方の一部を除く

●申請方法

申請する前に問い合わせ先へ相談してください。

●問い合わせ先

内線125



妊婦医療費補助制度

母子健康手帳交付時に案内します。健康保険証を持参してください。対象者は「確認証」を交付します。

●対象

①②③のすべてに該当する方

①令和3年1月以降に母子健康手帳の交付を受けた妊娠中の方

②町内に住所を有する方

③健康保険に加入している方

※他の公費医療費助成の対象となる方は補助対象外

●対象期間

母子健康手帳の交付を受けた月の初日から5か月間

●対象医療 保険適用となる全ての疾病

●補助額 支払った医療費の自己負担相当額

●申請方法

対象期間の末日から起算して1年以内に必要書類を郵送または直接問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ

保険医療課

内線153



不妊治療費補助制度

不妊治療を開始した月から2年間

●対象期間

健康保険適用分の不妊検査、一般不妊治療および人工授精に要した自己負担額を補助

●対象医療・補助額

※体外受精または顕微授精を受けている方は、県の特定不妊治療費助成制度の対象。半田保健所に問い合わせてください

☎0569(21)3341

●必要書類

「東浦町不妊治療費にかかる受診等証明書」(医療機関で証明が必要)と領収書(3月診療分から翌年2月診療分の1年間分)などが必要

●補助金の申請

令和3年3月～令和4年2月の受診分の医療費は、必要書類を令和4年3月31日までに郵送または直接問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ

保険医療課

内線153



中小企業者等事業継続支援補助金

町内に事業所を置く、中小企業者および個人事業主

●対象

令和2年1月1日時点、町内で事業を営んでいる

・申請時も町内で事業を行っているっており、今後も継続する意思がある

・事業収入が減少し、事業所得が100万円以上減少している

・個人事業主は総所得金額のうち事業所得金額の割合が3分の2以上あり、令和2年中の所得金額が1000万円以下

・法人は直近の法人税申告書の所得金額が2000万円以下

●補助額(上限あり)

①個人事業主(R1事業所得金額ーR2事業所得金額)×10分

②法人(前期所得金額ー直近所得金額)×10分の2

●申込み 令和4年2月28日頃までに直接問い合わせ先へ

●申請・問い合わせ

商工振興課

(町勤労福祉会館内)

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

商工振興課

(町勤労福祉会館内)

☎(83)6118



小規模事業者設備投資等補助金

●対象 町内に事業所を置く小規模事業者

①申請年度の前年1月1日時点において町内で事業を営んでいること

②中小企業基本法に基づく小規模企業者であること

●補助対象 町に償却資産を申告し、申請の日に属する年度の固定資産台帳に新たに登録された償却資産のうち、次に該当するものの取得価格(消費税額を除く)。

第1種「構築物」、第2種「機械および装置」、第6種「工具、器具および備品」

●補助額(上限あり)

対象経費の4分の1

●申込み・問い合わせ

商工振興課

(町勤労福祉会館内)

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118

☎(83)6118



ご活用ください！ 町の補助・助成

大学連携創生事業費補助金

大学教員と学生が行う事業または活動で、「東浦町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進に資するものに補助金を交付します。

●補助対象団体

大学（大学院・短期大学含む）教員と学生で構成される団体

●補助対象期間

交付決定日から事業完了日または令和4年3月31日のいずれか早い日まで

●補助対象経費

1事業につき最大30万円

●申請方法

11月30日（午後5時まで）に団体構成員の名簿などをFAX、郵送（当日必着）、メールまたは直接問い合わせ先へ

企画画政策課 内線290

Fax (03) 9756

✉ kikaku@town.

aichi-nigashira.lg.jp



合併処理浄化槽の設置補助

設置前に事前相談をして申請してください。

●対象

・町内の個人住宅に住んでいる方

・公共下水道事業認可区域外でし尿くみ取り便槽または単独処理浄化槽を使用している方で、令和3年4月1日～令和4年3月15日に合併処理浄化槽への転換設置を完了し、実績報告できる方

●補助金額

・5人槽 9万円
・7人槽 12万円
・10人槽 18万円

●申込み

申請書と工事請負契約書の写し、町税の納税証明書または確認同意書などを問い合わせ先へ

環境課

内線284



次世代自動車購入費補助金

●対象車・補助金額

①燃料電池自動車(FCEV) 20万円

②電気自動車(EV) 5万円

③プラグインハイブリット車(PHEV・PHEV) 5万円

●対象

・令和3年4月1日以降に町が定める次世代自動車を購入した個人

・新車登録日から起算して1年以上前から引き続き町内在住で町内に住所を有する方

・次世代自動車の自動車検査証の使用または、標識証明書に使用者として記載されている方

※リースや中古車は補助対象外

※補助は年度内で1台まで

●申込み 4月1日～令和4年3月31日（に必要書類を問い合わせ先へ）

※予算が無くなり次第終了

環境課

内線282



住宅用地球温暖化対策機器の設置費補助金

●補助対象（未使用のもの）

①一体的導入システム

▼補助金額 10万円/台

ただし、次のものを同時に設置すること

・住宅用太陽光発電システム（太陽電池の最大出力は10kW未満の設備に限る）

・家庭用エネルギー管理システム(EMS)

・定置用リチウムイオン蓄電システム

②定置用リチウムイオン蓄電システム

▼補助金額 8万円/台

③家庭用燃料電池システム(エネファーム)

▼補助金額 6万円/台

●対象

・自らが居住する町内の住宅に設置する方（店舗などの併用住宅の場合、延床面積の2分の1以上が住居部分であること）

・自らが居住するため建売住宅供給者などから町内の対象システム付き住宅（新築住宅に限る）を購入する方

・町外の方は実績報告時、町内に住所を有する方

●その他

各システム一世帯1台限り

●申込み

必要書類を問い合わせ先へ

環境課

内線282



**都市緑化
推進事業補助金**

緑化事業を行う前に申請してください。

●対象

緑化面積が50㎡以上(生垣は延長15m以上)の緑化事業を行う方

●交付額

対象経費の2分の1で、次の額の範囲内

- ① 屋上緑化および壁面緑化 緑化面積に1㎡あたり3万円を乗じて得た額
- ② 駐車場緑化 緑化面積に1㎡あたり2万円を乗じて得た額
- ③ 空地緑化 緑化面積に1㎡あたり1万5000円を乗じて得た額
- ④ 生垣設置 生垣の延長1mあたり5000円を乗じて得た額

●申込み

支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ

問 都市整備課
内線 265



**塀の撤去と
生垣の設置補助**

必ず作業前に申請をしてください。

●対象

高さ1m以上のブロック塀などを取り壊す方、または連続して2m以上ある生垣を設置する方

●補助額(上限あり)

- ・ブロック塀などの撤去
- ① ②のどちらか安い方
- ① 塀の延長1mあたり5000円
- ② 塀の撤去に要した経費の2分の1の額

●申込み

支給対象となる可能性のある方は問い合わせ先へ

問 都市整備課
内線 265



**保存樹木・
保存樹林への補助**

●対象樹木・樹林

良好な自然環境の確保や美観、風致を維持するため必要があると認められ、次の条件を満たすもの

- ① 保存樹木
 - ・地上から1.5mの高さにある幹の周囲が1.5mを超えているもの
 - ・株立ちしている場合、地上から1.5mの高さにある幹の周囲の合計が3mを超えているもの
- ② 保存樹林
 - ・土地面積が300㎡以上で健全な樹木が集団的に育成しているもの

●交付額(年間)

- ・維持管理 保存樹木 2000円/1本
- ・せん定など 保存樹林 300円/100㎡

●申込み

支給対象となる可能性がある方は問い合わせ先へ

問 都市整備課
内線 265



**高齢者の後付け安全運転
支援装置の設置費用を
補助**

●申請期限

令和4年3月末

●対象者

町内に住所を有し、昭和32年4月1日以前に生まれ、かつ

※他にも条件あり

●対象装置

国土交通省の性能認定を受けた装置で、(一社)次世代自動車振興センターが認定した後付け装置取扱事業者の店舗などで設置したものの

●補助額(上限あり)

補助対象経費の8割

●その他

- ・一人1基まで
- ・自動車の故障箇所の修理、補修、改良などは対象外

●申込み

装置の設置日から2か月以内に申請書と必要書類を問い合わせ先へ

問 防災交通課
内線 348



**県広域連合の補助
協定保養所利用助成**

後期高齢者医療被保険者の皆さんが協定保養所に宿泊する場合、一人1泊につき1000円を助成します。

●対象協定保養所

- ・おんたけ休暇村
- ☎ 0264(48)2111
- ・サンヒルズ三河湾
- ☎ 0533(68)4696
- ・すいとぴあ江南
- ☎ 0587(53)5555

- ☎ 0565(62)0100
- ・豊田市 百年草 (予約専用番号)
- ☎ 0594(42)3330
- ・名古屋市休養温泉ホーム 松ヶ島

- ☎ 0594(42)3330
- ・あいち健康の森プラザホテル
- ☎ (82)0211

●利用方法

利用申込時に「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カードを提示

問 県後期高齢者
医療広域連合

☎ 052(955)1205

